

契約書
障がい福祉サービス

合同会社 AKASHI
ナイスケア

障がい福祉サービス契約書

____様（以下、「利用者」といいます。）とナイスケア（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う障がい福祉サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障がい者自立支援法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービス等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 ____年 ____月 ____日から利用者の障がい福祉サービス支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の 30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の障がい福祉サービス支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（居宅介護等計画作成等）

- 1 サービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、障がい福祉サービス等サービスの目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護計画を、本契約締結の日から 15日以内に作成します。
- 2 居宅介護等計画については、必要に応じて見直します。
- 3 居宅介護等計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその同居の家族に説明します。

第4条（居宅サービスの内容）

- 1 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、第3条定めた居宅介護等計画に沿って、居宅介護等サービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの内容は、重要事項説明書のとおりです。事業者は提供するサービスの内容について、利用者及び利用者の家族に詳しく説明します。
- 3 居宅介護等計画が利用者との合意をもって変更されて、もしくは介護給付費の支給決定内容が変

更されて、事業者が提供するサービスの内容を変更する場合は、利用者の了承を得て新たな内容の居宅介護等計画を作成します。

第5条(障がい福祉サービス支給申請に係る援助)

事業者は、利用者が障がい福祉サービス支給期間終了に伴う介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を支援します。

第6条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、居宅介護の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条(利用料金について)

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月15日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日頃に現金または銀行口座引き落としで支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行します。
- 5 利用者は、従業者が居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第8条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の12時間前までに中止の通知を行った場合、キャンセル料の負担はありません。
- 2 利用者がサービス実施の12時間前までに通知することなく、サービス利用を中止する場合は、事業者は、利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法によりキャンセル料を請求することができます。
- 3 利用者の体調不良・病変等の場合、キャンセル料は請求いたしません。

第9条(相談・苦情対応)

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の意向、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 3 利用者は本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された「兵庫県社会福祉協議会」に設置されている「兵庫県福祉サービス運営適正委員会」に苦情を申し立てることもできます。

第10条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
- 5 利用者の障がい福祉サービス等についての支給決定が取り消された場合、もしくは障がい福祉サービス支給期間終了に伴い介護給付支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができることとします。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が施設に入所した場合

② 利用者が死亡した場合

第11条(守秘義務)

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、その従業者が退職後においても、在職中に知り得た利用者及び家族に関する秘密 及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議・他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者及び利用者の家族の個人情報を提供しません。

第12条(事故発生時の対応及び損害賠償)

- 1 サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医又は関係医療機関、関係行政機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし事業者は、利用者の計画予定外の行動による事故が発生した場合の責任については一切責任を負いません。

第13条(緊急時の対応)

事業者は、現に障がい福祉サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第14条(身分証携行義務)

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められときは、いつでも身分証を提示します。

第15条(連携)

- 1 事業者は、障がい福祉サービス等の提供に当たっては、他の指定障がい福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、障がい福祉サービス等の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第16条(信義誠実の原則)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障がい者自立支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

障がい福祉サービスの利用にあたり、利用者及び利用者家族に対し契約書の説明をしました。

ナイスケアとの契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

（事業者名） 合同会社AKASHI

ナイスケア

（住 所） 神戸市兵庫区荒田町3丁目14-7-103

（電話番号） 078(515)1805

（代 表 者） 田 中 嘉 明 ㊞

（説 明 者） 永 山 菜 々 絵 ㊞

利用者

（ 住 所 ）

（ 氏 名 ） ㊞

（利用者または立会人）

利用者は、署名が出来ないため、利用者の意思を確認の上私が代行します。

（ 住 所 ）

（ 氏 名 ） ㊞

令和7年3月1日 策定